白川町建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査等に関する要領

（目的）

第１条　この要領は、町の発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下、「建設コンサルタント業務等」という。）において、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０及び同令第１６７条の１０の２第２項（同令第１６７条の１３において準用する場合を含む。）の規定により、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用して競争入札に付する建設コンサルタント業務等に関する取扱いを定めることを目的とする。

（対象業務）

第２条　町長が必要と認めた競争入札について、予定価格５００万円以上は低入札価格調査制度を、予定価格５００万円未満は最低制限価格制度を適用する。

（制度の適用）

第３条　低入札価格調査制度を適用する場合は、「低入札調査基準価格」及び「失格判断基準」を、最低制限価格制度を適用する場合は、「最低制限価格」を設定するものとする。

（県要領の準用）

第４条　この要領に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関し必要な事項は、岐阜県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査等に関する要領（平成２２年３月２９日技第１５４４号）を準用するものとする。

附　則

この要領は、令和８年１１月１日から施行する。